

(ご家庭に持ち帰ってみんなで読みましょう)

インフルエンザ予防接種補助のお知らせ!!



疾病予防対策の一つとして、医療機関及び市町村等で、インフルエンザ予防接種を受けた方に対し、自己負担額の一部を補助します。

接種の対象は、季節性・新型・混合のどれでも構いませんが、補助は接種対象期間に1人1回限りです。

予防接種はインフルエンザを発症する可能性を減らし、もし発症しても重い症状になるのを防ぐ効果があります。予防接種補助を利用して、インフルエンザに備えましょう!

- ご注意! -

コロナウイルスワクチン接種と2週間以上間隔を空けてください!!

インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルスワクチンは、**同時期に接種できません!**

互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種が可能です。(厚生労働省)

インフルエンザ予防接種の前に、接種が可能かどうかを必ず担当医師にご相談ください。

補助対象者	被保険者(本人)及び被扶養者	
接種対象期間	2021年10月1日~2022年2月28日	
補助金額	補助対象者1人当たり2,000円 ※接種料金が2,000円未満の場合は実費補助となります。	
申請期限	2022年3月10日(木) ※期限を過ぎて申請されても、補助金は支給できませんのでご注意ください。	
接種料金	接種料金は医療機関により異なりますので、事前に医療機関へお問い合わせください。	
接種から補助までの流れ	<p>① 希望の医療機関等に電話等で予約し、接種を受ける。</p> <p>② 接種後、医療機関等で接種料金を支払い、領収書(接種者の氏名・金額・接種年月日・インフルエンザ予防接種を受けたことの記載があるもの)を受け取る。</p> <p>③ 右面の「インフルエンザ予防接種 補助金申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、裏面に領収書(原本)を貼付して、当健保組合または各事業所の健保担当者まで申請(提出)する。</p> <p>※ 「インフルエンザ予防接種 補助金申請書」は、当健保組合のホームページからもダウンロードできます。 [申請書ダウンロード先: https://www.okuma-kenpo.or.jp/content/wp-content/uploads/207.pdf]</p> <p>※ <u>2回接種の場合は、2回分の領収書を一緒に貼付してください。</u> (1回分で2,000円以上の場合は、1回分だけの領収書で結構です)</p> <p>④ 当月25日までに当健保組合に到着した分を、翌月25日に各事業所を通して補助金を被保険者に支給する。</p>	
ご注意	<p>下記の場合は補助ができません。ご注意ください!!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書に接種者氏名の記載がない場合 ・領収書が世帯で発行される場合で、接種者氏名とそれぞれの接種金額の記載がない場合 ・領収書に「インフルエンザ予防接種代として」等の記載がなく、インフルエンザ予防接種を受けたことが明確でない場合 <p>※ 各事業所(会社)で実施されるインフルエンザの集団接種を受けた方は、別途医療機関で接種を受けても、健保組合からの補助は受けられません。</p>	

インフルエンザ予防接種を受けましたので、補助金を申請いたします。

インフルエンザ予防接種 補助金申請書

※「接種を受けた医療機関等の名称」の欄は、同一の医療機関であれば「同上」で可。

被保険者証の			被保険者の氏名	フリガナ	
記号	番号	番号		署名もしくは記名押印	
職場名			内線番号		

区分	氏名		被保険者との続柄	接種を受けた医療機関等の名称	
	生年月日			接種年月日	接種1回分の支払金額
被保険者または被扶養者	接種者①	年 月 日		年 月 日	円
	接種者②	年 月 日		年 月 日	円
	接種者③	年 月 日		年 月 日	円
	接種者④	年 月 日		年 月 日	円
	接種者⑤	年 月 日		年 月 日	円
	接種者⑥	年 月 日		年 月 日	円

補助金支給方法	健保組合が当月25日までに受付けしたものについて、翌月25日までに事業主を経由して支給します。
---------	---

(添付書類) 下記の内容を満たした領収書(原本)を裏面に貼付(のり付け)してください。

- ・ 接種者の氏名と金額、接種年月日、インフルエンザの予防接種であることがわかること
- ・ 領収書が世帯で発行される場合は、内訳(接種者氏名と金額)が記載してあること
- ・ 2回接種の場合は、2回分の領収書と一緒に貼付してあること
(1回分で2,000円以上の場合は、1回分だけの領収書で結構です)

期限：申請書に領収書を貼付し、3月10日までに健保組合または各事業所健保担当者へ提出してください。

(申請期限を過ぎた場合、補助金の支給はできませんのでご注意ください)

(健保・事業所使用欄)

補助支給額	円				理事長	常務理事	事務長	担当者
事業所受付年月日	健保受付年月日			支払年月日	備考			

がん検査で早期発見！早期治療！！



9～10月は、全国がん征圧と早期発見月間です！！

平均寿命が延びた現代の日本では、一生のうち2人に1人ががんにかかると言われています。早期発見が大事です！当健保組合では、がん検査の補助も行っています。補助を利用し、がん検査を定期的に受けましょう！

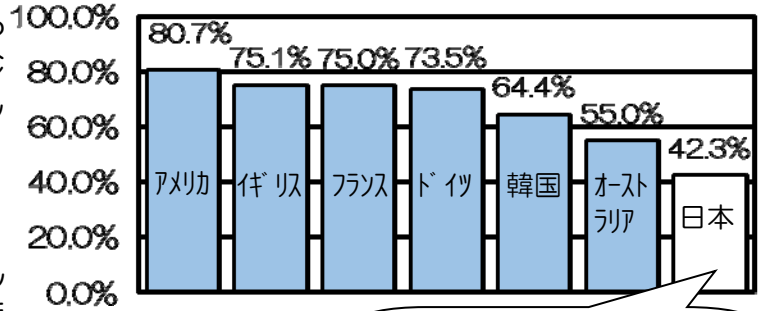
残念！がん検査受診率は低調！

がんは早期に発見し、早い段階で治療することが大切です。定期的ながん検査を受診すれば症状が出る以前の初期の段階でがんを発見することができます。

しかしながら、日本のがん検査受診率は、現状、先進国の中では最低レベルです。

そのため、がんと診断されるのは進行がんの人が多く、手遅れになる人も少なくありません。

【国別の50歳から69歳の乳がん検査受診率】



出典：OECD Health Statistics 2020

日本は先進国の中で受診率最低レベル！

がん検査の補助を利用しましょう！

医療機関で受診した乳がん・子宮がん・前立腺がん検査の補助を行っています！詳細は以下のとおりです。



検査	乳がん (超音波検査、マンモグラフィ検査のいずれか1つ)	子宮がん (子宮頸部細胞診検査、子宮体がん検査、超音波検査のいずれか1つ)	前立腺がん (PSA検査)
対象者	女性被保険者及び女性被扶養者の35歳以上の希望者	女性被保険者及び女性被扶養者の20歳以上の希望者	男性被保険者及び男性被扶養者の50歳以上の希望者
補助金額	4,000円(※)	2,000円(※)	1,000円(※)
補助金の支給制限	<ul style="list-style-type: none"> 補助は各検査とも、年度(4月から翌年3月まで)に1人1回限りです。 共同(全国)巡回健診、会社が実施する乳がん検査、健康保険証を使用した治療目的の検査は補助の対象外です。 		
補助金の申請方法	当健保組合のホームページから「 がん検査補助金申請書 」をダウンロードし、領収書(原本)を貼付して、当健保組合または会社の健保担当者までご提出ください。		
備考	領収書は受診者氏名、受診年月日、検査項目と検査項目ごとの金額がわかるものが必要です。(乳がん検査と子宮がん検査がセット料金で、検査項目ごとの金額が不明な場合は、子宮がん検査を2,000円とみなします。また、その他の補助対象の検査がセット料金になっている場合は、健保組合にご確認ください)		

(※) 検査費用が補助金額未満の場合は実費を支給します。

整骨院・接骨院での健康保険の利用は限られています！



「整骨院や接骨院」で健康保険が使える範囲は決められています。気持ちがいいからという理由で、マッサージ代わりに利用することはできません。

健康保険が使える範囲を理解して、正しく接骨院・整骨院を利用しましょう。

○ 健康保険が使えます

- 骨折、脱臼
(応急手当以外は、あらかじめ医師の同意が必要です)
- 急性などの外傷性の打撲、捻挫、挫傷(肉離れ)
(足を踏み外した、といった負傷した原因がはっきりしていること)



× 健康保険は使えません

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎等)による痛みやこり
- 椎間板ヘルニア等、本来医師が治療すべき疾病
- 脳疾患の後遺症等の慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
(内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう)
- 医療機関(病院・診療所等)で同じ疾病の治療を受けているとき
- 工作中や通勤途上のケガ



よく看板で見かける「各種保険取扱」とは、「健康保険が使える場合」の施術に限り使えるという意味です。

はり・きゅう、マッサージなどの健康保険利用は医師が施術を認めた場合だけです!!



「はり・きゅう、あんま・マッサージ」も、すべての施術に健康保険が使えるわけではありません。

健康保険が使えるのは、医師が施術を認めた場合のみで、医師の同意書が必ず必要になります。

○ 健康保険が使えます

- 「はり・きゅう」
- 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症
(主に上記6疾患で、慢性病で医師による適当な治療手段のない場合のみ)
- 「あんま・マッサージ・指圧」
- 筋麻痺、関節拘縮
(医師により、医療上のマッサージが必要と判断された場合のみ)



× 健康保険は使えません

- 「はり・きゅう」
- 医療機関(病院・診療所等)で同じ疾病の治療を受けているとき
- 「あんま・マッサージ・指圧」
- 疲労回復や慰安を目的としたもの
 - 疾病予防のためのもの

